

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は子育て世代包括支援センターが行う事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシーなどの権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

桜川市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、訪問指導、健康診査、母子並びに乳幼児の健康診査に関する事務。 特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い事務を取り扱う。
③システムの名称	健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
妊婦台帳ファイル、妊婦健診ファイル、新生児訪問ファイル、乳幼児健診ファイル、宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条1項別表70の項 母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表89の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表72の項、88の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条及び第38条の3第1号から第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	桜川市保健福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	桜川市保健福祉部健康推進課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2 0296-58-5111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	桜川市保健福祉部健康推進課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2 0296-58-5111
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、入手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における	上野 誠一	藤田 義治	事後	
平成29年8月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年8月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
令和1年6月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における	健康推進課長 藤田 義治	健康推進課長	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更
令和2年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	健康管理(母子保健法)による事務	母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センター	事後	母子健康包括支援センターに関する内容を追加したため
令和2年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	母子保健法に基づく妊娠届及び妊婦健診・幼児健診の管理	母子保健法の規定に基づき、妊婦が安心して安全な出産を迎えることが出来る妊娠期への行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条	事後	母子健康包括支援センターに関する内容を追加したため
令和2年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第49項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の)	事後	母子健康包括支援センターに関する内容を追加したため
令和2年11月1日	I 関連情報 3. 情報提供ネットワークシステ	番号法第19条第7項 別表第二 第56-2項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の)	事後	母子健康包括支援センターに関する内容を追加したため
令和2年11月1日	評価書名	健康管理(母子保健法)による事務 基礎項目評価書	母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は子育て世代包括支援セン	事後	母子健康包括支援センターに関する内容を追加したため
令和2年11月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	本市は、健康管理(母子保健法)事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定	本市は、母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は子育て世代包括支	事後	母子健康包括支援センターに関する内容を追加したため
令和4年7月20日	評価書名	母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は子育て世代包括支援セン	母子保健関係事務 基礎項目評価書	事後	
令和4年7月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は子育て世代包括支援セン	母子保健関係事務	事後	
令和4年7月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	母子保健法に基づく妊娠届及び妊婦健診・幼児健診の管理	母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は子育て世代包括支援セン	事後	
令和4年7月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の)	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二 第56-	事後	
令和4年7月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和4年7月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は子育て世代包括支援セン	母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、訪問指導、健	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)第9条	番号法第9条第1項別表70の項行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステ	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二第56-2	【情報照会の根拠】 番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 7. 人手を介在させる作業		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミス	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施してい	事後	